

## 鳥取県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の名称及び所在地並びに事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社和みの郷	鳥取市国府町宮下1040	在宅支援はうす和みの郷	鳥取市国府町宮下1040	平成19年10月2日